

あなたの  
乗り方は大丈夫？



# 自転車を利用している人

- 妻沼西中学校での自転車利用率は**9割**を超えています。
- 登下校で利用していなくても、それ以外の目的で利用している人もいます。



**全員**に関わっていること

**危険**

# 自転車は何の仲間？

① 歩行者



② 車



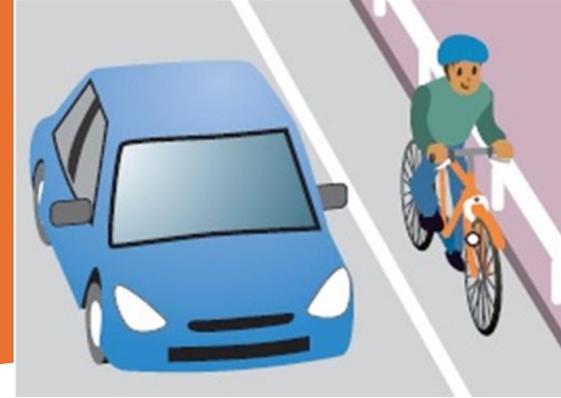
自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられており、「**車の仲間**」です。

道路を通行するときは、「車」として、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践するなど安全運転を心掛けましょう。

# 守るべきルール

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、  
安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ ヘルメットを着用

# ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



- 標識や標示によって歩道を通行できるとされているとき
- 13歳未満、70歳以上の方又は車道通行に支障がある身体の不自由な人が運転するとき
- 車道又は交通の状況から見て、通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき



## ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 信号が青になっても **もう一度安全を確認**する
- 一時停止のある交差点では、**必ず一時停止**をして、安全を確認する



### ③ 夜間はライトを点灯

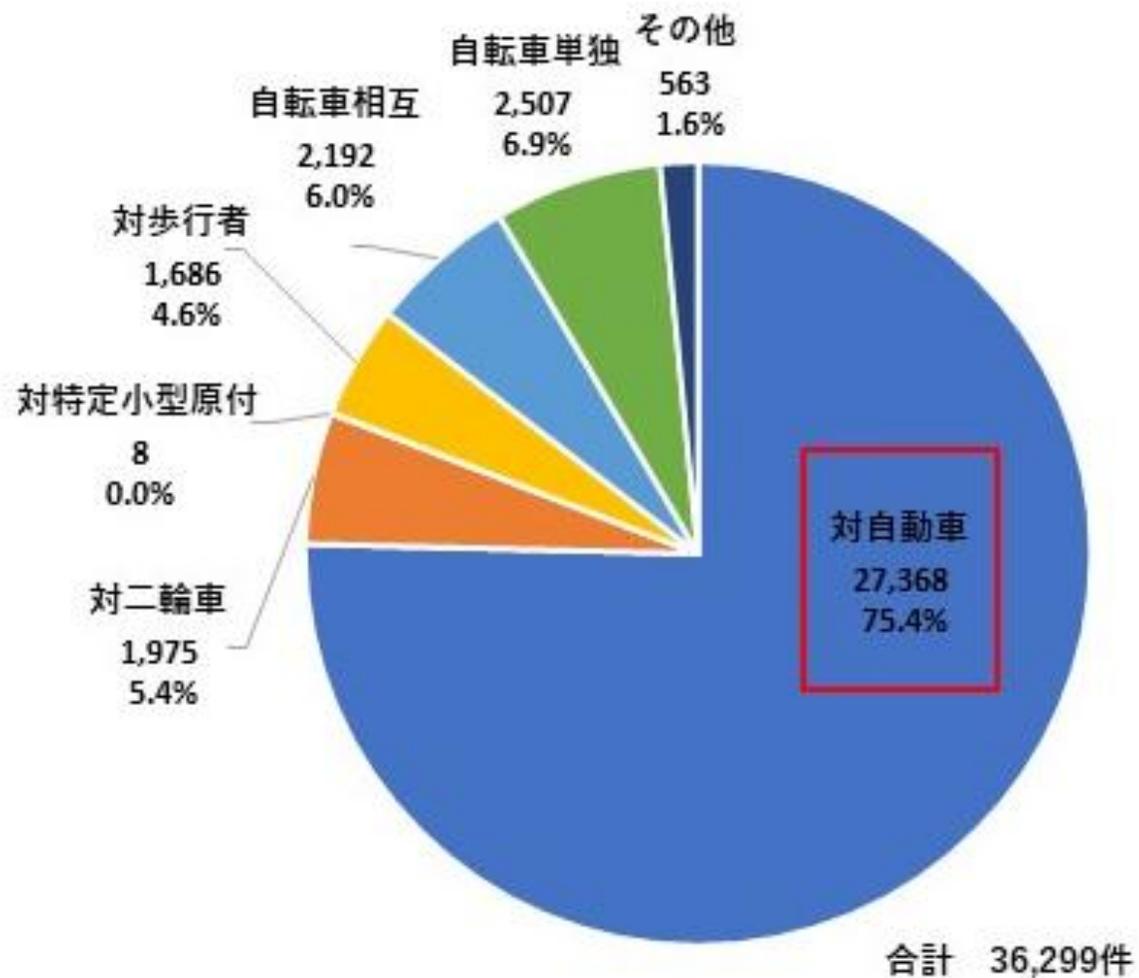


# よくある事故

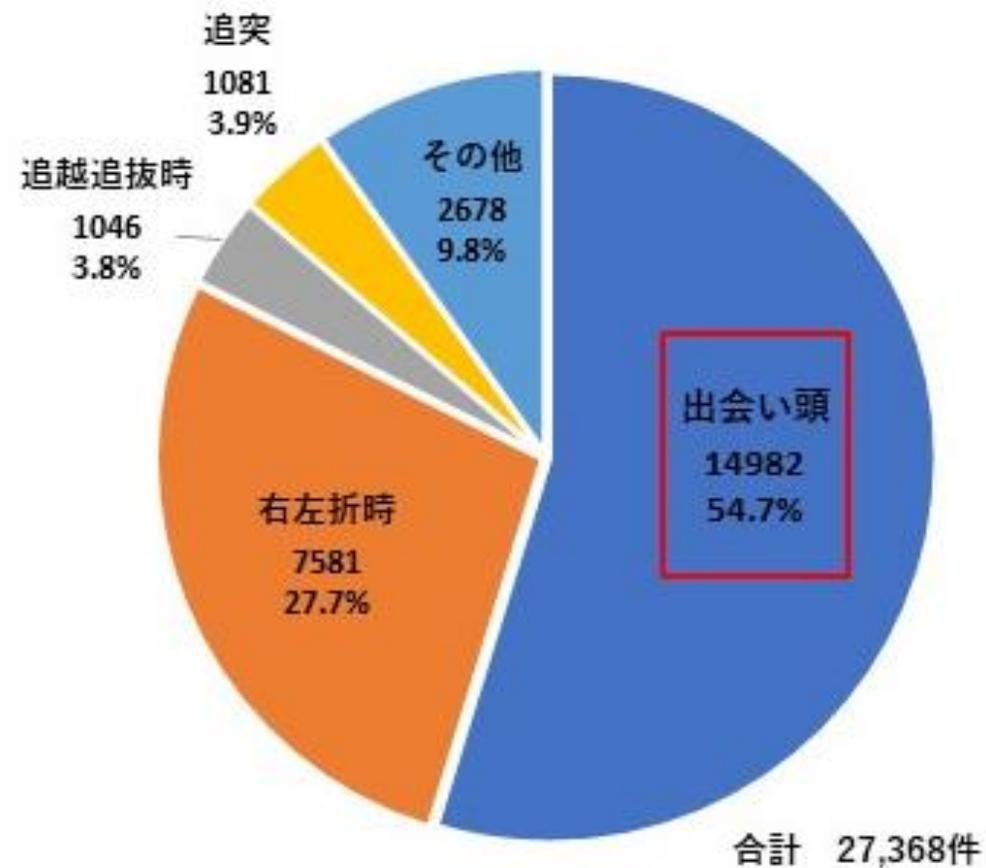
- **交差点での飛び出し**  
→ 止まらずに出てしまい、車と接触する。
- **スマホを見ながらの運転**  
→ 前を見ていなくて人や車にぶつかる。
- **並走やふざけ運転**  
→ バランスを崩して転倒したり、相手と接触したりする。



相手方当事者別自転車関連死亡・重傷事故件数  
 (第1・第2当事者)  
 (令和2年～令和6年合計)



事故類型別「自転車対自動車」死亡・重傷事故件数  
 (第1・第2当事者)  
 (令和2年～令和6年合計)



# 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

## 運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車で乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。  
※停止中の場合は対象外

違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**  
交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

## 酒気帯び運転および補助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**  
自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**  
酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

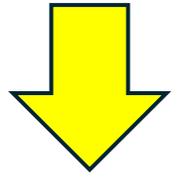
### 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止、踏切踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

16歳以上の方が対象です。  
16歳未満の方は、対象にはならず、個別の事案の実情に即した違反処理となります。



**だからといって守らなくてもよい理由にはならない**



# 損害賠償について

## 損害賠償とは…

加害者の不法行為や契約違反によって被害者が被った損害を、金銭で補うことです。例えば、交通事故でケガをした場合の治療費や慰謝料、壊された物の修理費などが損害賠償の対象となり、損害を補填することを目的とします。

**9500  
万円**

$$9500(\text{万}) \div 20(\text{万}) = 475(\text{か月})$$

$$475(\text{か月}) \div 12(\text{か月}) = 39,5833\dots$$

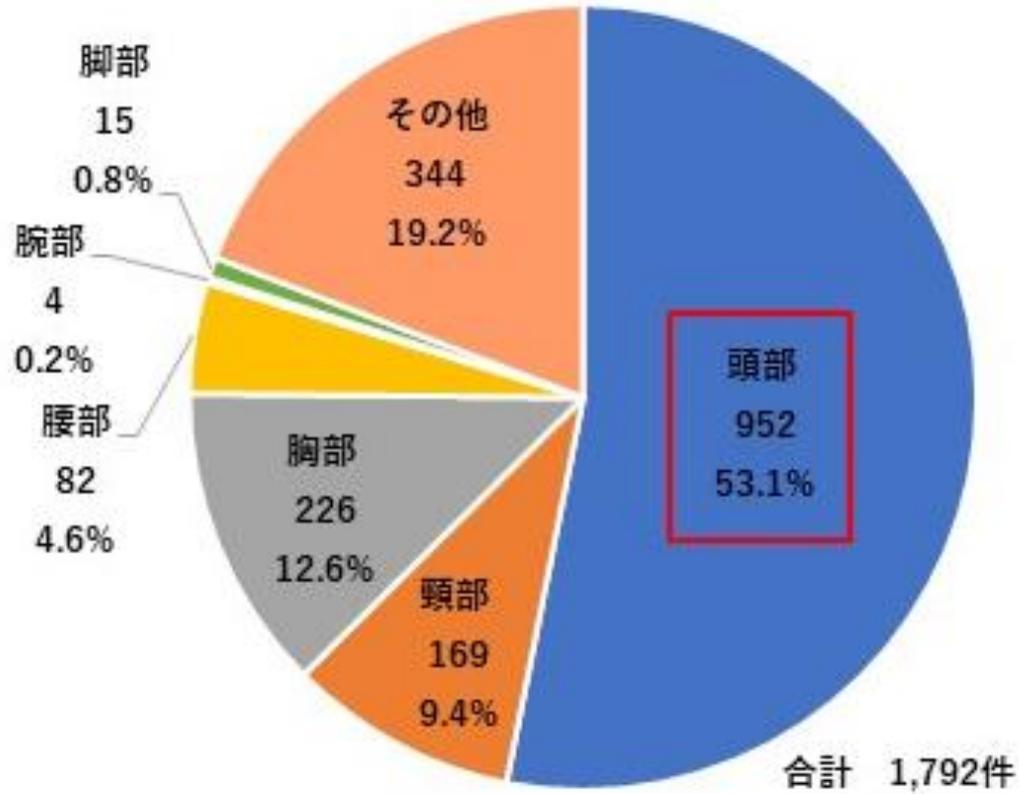
**約40年**

# ヘルメットの重要性について

死亡事故で一番多い怪我はどこだと思いますか？

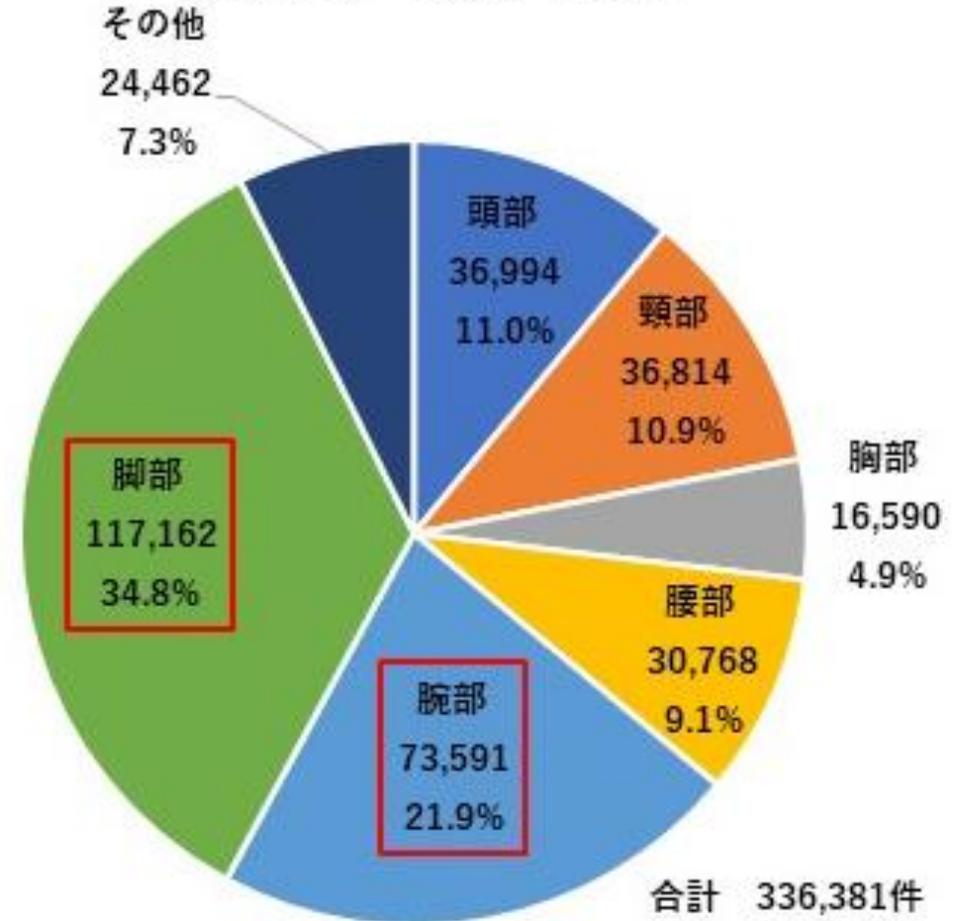
**頭**

自転車乗用中死者の人身損傷主部位  
(致命傷の部位) (令和2年～令和6年合計)



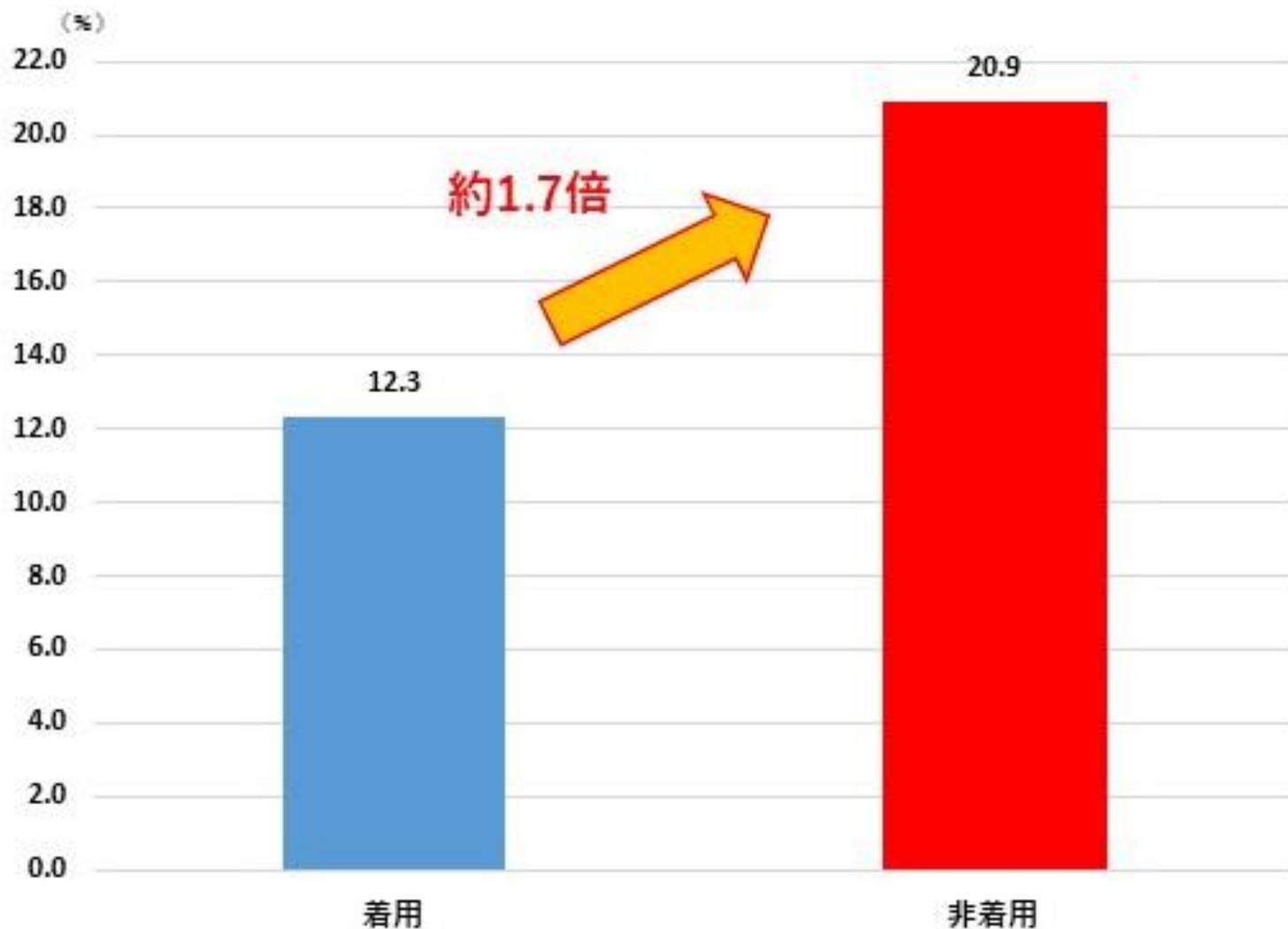
・「その他」とは、顔部、腹部等をいう。

自転車乗用中負傷者の人身損傷主部位  
(令和2年～令和6年合計)



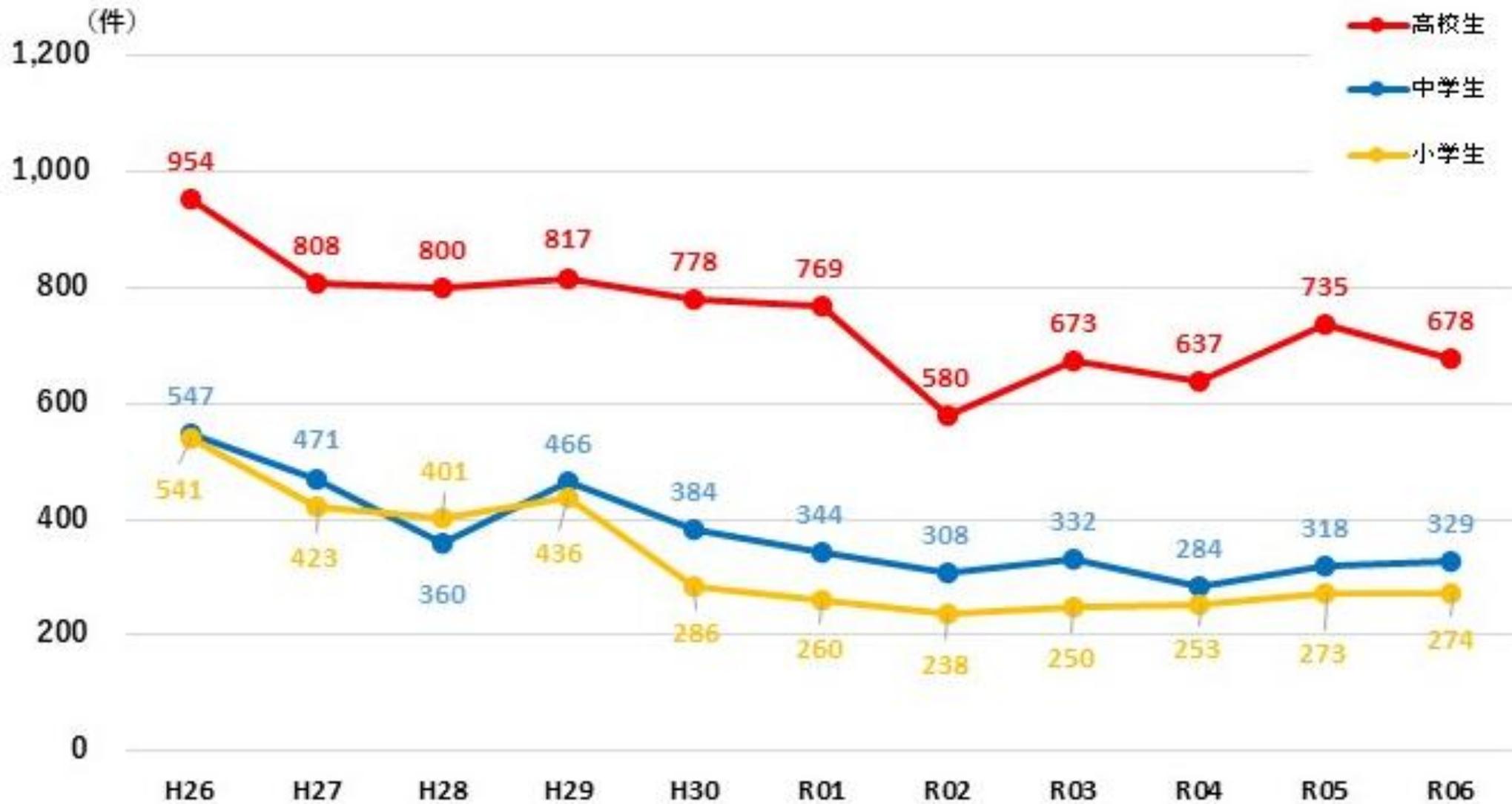
・「その他」とは、顔部、腹部等をいう。

ヘルメット着用有無別人身損傷主部位「頭部」  
構成率比較【令和2年～6年合計】



(注) 自転車乗用中の死者・重傷者における人身損傷主部位が「頭部」であった者の構成率を比較した。

## 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故件数の推移



# まとめ

- 自転車は「**車の仲間**」
- 自分のためにも周りのためにも**交通ルールを守る**
- 事故は「**油断**」から起こる
- 頭を**ヘルメット**で守る

何度も言うようですが…

**注意一瞬、ケガ一生**

# 参考資料

- 自転車は車のなかま～自転車はルールを守って安全運転～ 警察庁  
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html>
- なぜ!? 一時停止線「ちょっぴりはみだして止まる」も「違反」だった? 一線を越えては「ダメ」な理由とは くるまのニュース  
<https://kuruma-news.jp/post/712292>
- 自転車運転中の新たな罰則に関するリーフレット  
[https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/R6\\_leaflet\\_jitensya.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/R6_leaflet_jitensya.pdf)